

議案第 7 号

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、特別職の職員で常勤の者の給料月額を見直すため必要があるからである。

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
町長	893,000円
副町長	729,000円
教育長	673,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

令和7年1月15日付けの東郷町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、町長、副町長及び教育長の給料月額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

町長、副町長及び教育長の給料月額を次のとおり引き上げること。（別表関係）

職名	給料月額	
	改正後	改正前
町長	893,000円	883,000円
副町長	729,000円	721,000円
教育長	673,000円	666,000円

3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。